

# 令和5年度予算編成方針

令和4年11月  
安芸太田町

# 目次

■ はじめに ～経済状況と国の動き	1
■ 本町の財政状況と今後の見通し	1
■ 予算編成の基本方針	3
■ 予算編成日程	5
■ 要求基準	6
■ 特別会計及び企業会計に係る留意事項	6
■ 予算要求に際しての留意点（歳入・歳出項目）	7
【参考】令和3年度決算監査における監査委員の指摘事項（抜粋）	10
【参考】令和3年度決算審査特別委員会における委員長の指摘事項（抜粋）	11

## ■ はじめに～経済状況と国の動き

内閣府が公表した令和4年10月の月例経済報告においては、「景気は、緩やかに持ち直している。」とされる。一方、世界的な金融引き締めやウクライナ情勢の動向によって、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があるとしている。

このような景況を踏まえ、国は「物価高・円安への対応」、「構造的な賃上げ」、「成長のための投資と改革」を重点分野とし、世界経済の減速リスクを十分視野に入れつつ、経済情勢の変化に切れ目なく対応し、「新しい資本主義」を前に進めるための総合経済対策を策定し、大胆な金融政策、道義的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略を一体的に進める経済財政運営の枠組みを堅持し、民需主導の自律的な成長とデフレからの脱却に向け、経済状況等を注視し、躊躇なく機動的なマクロ経済運営を行っていくとしている。

## ■ 本町の財政状況と今後の見通し

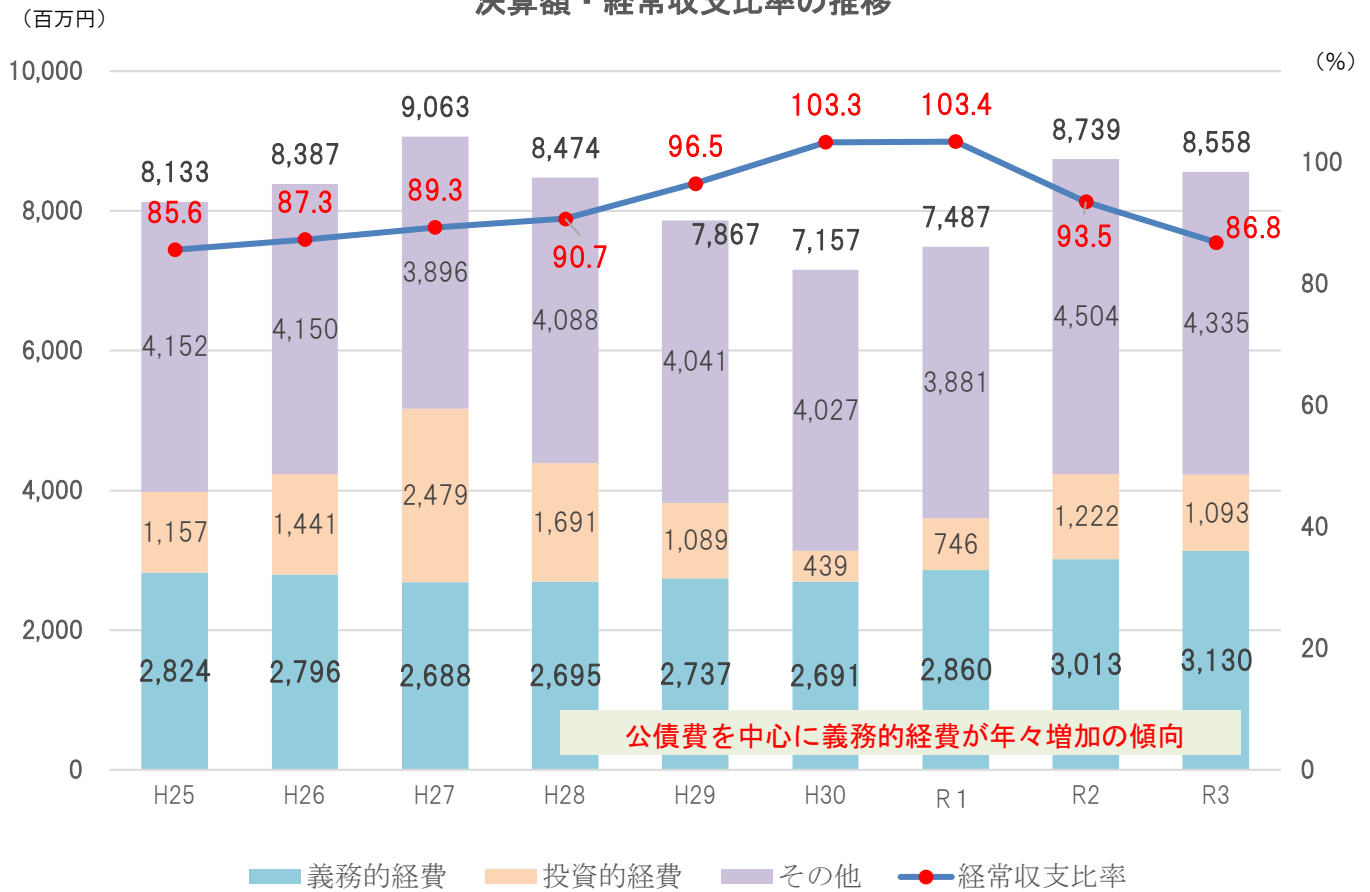
本町の財政状況については、集中的かつ大型公共事業に伴う大規模な起債償還による公債費の増加等により近年は厳しい財政運営にある中、令和3年度では、普通交付税の臨時経済対策費の追加交付に加え、長期化する新型コロナ対策における関係特定財源の効果的な運用、さらには、計画初年度である中期財政運営方針を踏まえた事業コストの縮減化の進展により、昨年に続いて財政調整基金の補填を伴わない決算収支となった。また、近年100%を超えていた経常収支比率は、前年度の93.5%から86.8%、将来負担比率が前年度の36.6%から19.6%と大幅に改善されたほか、実質公債費比率も前年度の12.4%から12.3%となり、全体として一定の財政状況の改善が図られている。

一方、公債費については、令和3年度決算値で約12億18百万円となり、前年度に比べ約1千万円、率にして0.8%と5年続けて増加し、現状の起債残高は、約108億87百万円となっており、その償還は、令和6年度をピークに令和7年度にかけて13億円に迫る見込みであり、今後数年間は高止まり傾向となっている。

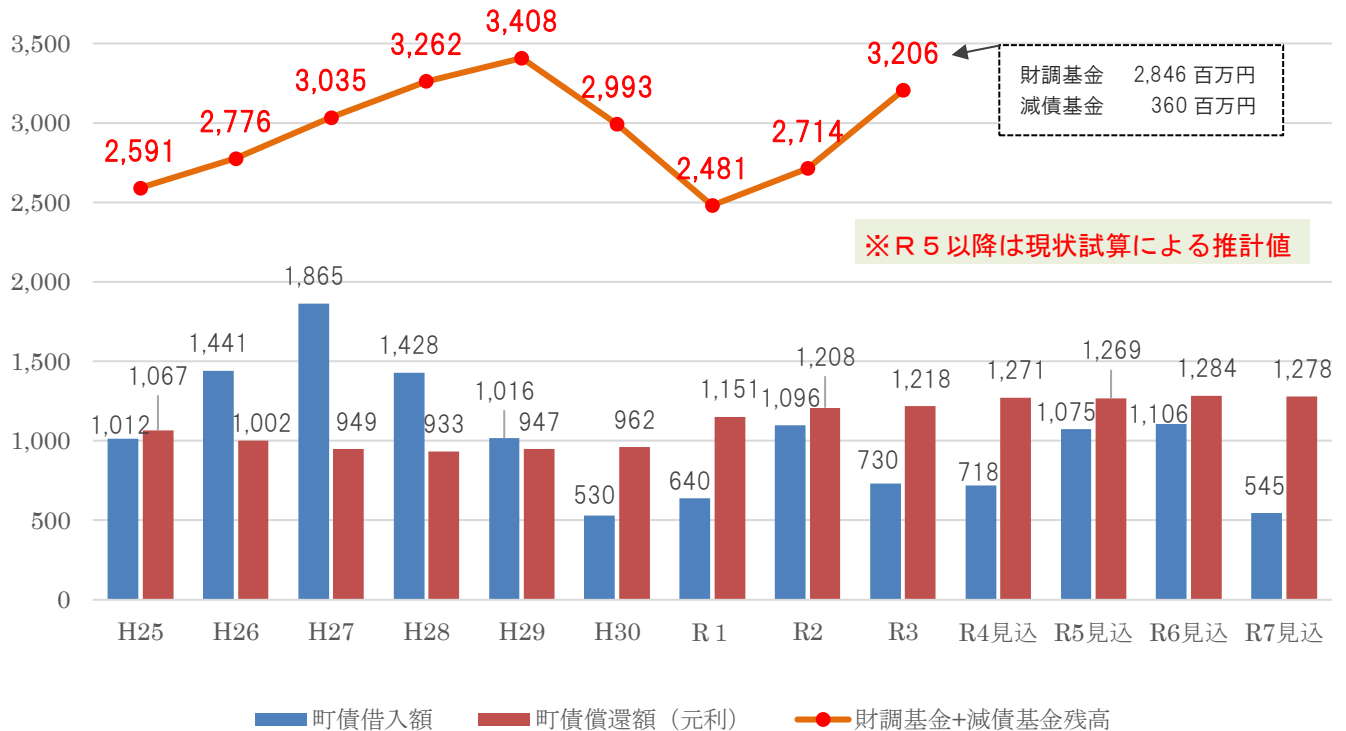
また、財政調整基金の残高は、令和3年度末で約28億円となり、前年度と比べて約4億5千万円増加したものの、向こう数年間にわたる町の将来を見据えた大型プロジェクトが控える中、多額の起債償還の負担増もあり、今後とも一層厳しい起債・基金管理による財政運営を行わなければならない。

加えて、長期化する新型コロナウイルスの影響や人口減少により見込まれる町税収の減や、地方交付税を含む一般財源の減少等は避けられない状況にあり、新年度の予算編成においては、引き続き、コロナ対策の着実な推進など環境変化に適正に対応することを前提に、これまでも増して既存事業の点検と見直しを行い、増大化している歳出の抑制を図らなければならない。

### 決算額・経常収支比率の推移



### 町債借入額・償還額（一般会計）推計



# ■ 予算編成の基本方針

新型コロナウイルス感染症の終息が未だ見えない中、また物価高騰などの生活をめぐる環境変化により町民の日常生活や経済活動に対する負の影響の長期化が懸念されるため、令和5年度は、着実な感染症対策や地域経済対策に取り組むとともに、人口減少対策などの各種施策を賑わいや安心安全のまちづくりにしっかりと繋げていかなければならない。

また、令和5年度は、本町の第2次長期総合計画後期基本計画（以下「第2次後期基本計画」という。）や第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「第2期総合戦略」という。）の取組期間の後期に差し掛かることから、計画等に掲げた施策の達成・実現状況の検証結果や決算状況等を踏まえ、施策目標の達成に向けた事業状況の確認を行った上で、「成果指向の行政運営」や「歳入予算規模に応じた事業編成」の更なる徹底を図り、関係施策・事業等を効果的に実施していく必要がある。加えて、中期財政運営方針に沿い、増大化する公債費などの義務的経費の抑制等にも適切に対応しうる財政運営を行うこととし、次の考え方を基本に予算編成を行うこととする。

## 1 第2次後期基本計画・第2期総合戦略に沿った戦略的かつ重点的な施策の展開

第2次後期基本計画や第2期総合戦略の効果的な施策展開と確かな成果の創出のために令和4年度に設定した新たな施策・ビジョンの実現については、更なる進化と深化を醸成するとともに、各施策を継続的に取り組むこととし、令和5年度は、これまでの取り組みの更なる具現化を通じて、住みやすいまちづくりめざし、戦略的かつ重点的に取り組む分野・事業について、令和5年度戦略的重点プログラムと位置づけ、優先した予算配分を行うこととする。（※ 戦略的重点指定枠の中で別途指示）

### 《令和5年度戦略的重点プログラム》

1 「住み続けたい、住んでみたい」まちづくりの具現化 （基本的な視点） （1）UIJターンしたくなる住宅の整備 （2）「自然を活かした」魅力ある雇用の創出 （3）道の駅再整備事業の着実な推進 （4）デジタル技術を活用した生活環境の充実 （5）地域包括ケアシステムの更なる充実 （6）災害に強いまちづくり （7）病院経営改革プランの推進 （8）更なる賑わいに向けた既存施設の活用 （9）地域の活性化に繋がる施設の整備	2 まちづくりビジョンの更なる進化・深化 （基本的な視点） （1）“水”を活かしたまちづくりの具体化 （2）“自然”を活かした教育環境の具体化 （3）健康づくりを通じたまちづくりの具体化 （4）脱炭素社会・地域循環型社会の具体化 （5）公共施設の整理・合理化の具体化  3 コロナ対策の継続
---	---

## 2 環境変化に対応しうる行財政運営の推進

新型コロナウイルス感染症の影響や人口減少に伴う税収や地方交付税の減少が予測される中、公債費の高止まりなど、次年度予算編成に当たってはより一層の歳出抑制を軸とした行財政運営が求められるとともに、新型コロナウイルス感染症や物価高騰などの環境変化にも適切に対応していかなければならない。その変化に対応し、「豊かさあふれつながりひろがる」まちづくりの実現に向け、その将来を見据えて必要な事業投資を行う一方で、安定的に行政サービスを提供しうる行財政運営の体制づくりを進めることとし、職員一人一人が「持続可能な財政運営」を強く意識するとともに歳出の更なる見直しを前提に、成果の乏しい事業等の廃止や遊休資産の除却（賃借地返還を

含む)、人件費の削減等に計画的に取り組むこととする。

### 3 事業の選択と集中、新規事業の提案・事業見直し

従来の施策をゼロベースで検証し、内容のブラッシュアップを図るとともに、事業効果の乏しい取組については思い切って打ち切りを検討するなど、事業の選択と集中を進めること。

特に、事業成果が見込まれる新たな施策提案や事業見直しがあれば、前向きに予算配分を検討することとし、そのため今後の事業展開の見通しや成果目標について説明できるよう、事前の準備を進めながら要求を行うこと。

### 4 エビデンスに基づく効果的な政策形成と事業の構築・推進

効果的な政策形成を踏まえた予算編成を行うため、事業の構築・推進に当たっては、その事業の妥当性を裏付ける客観的な事実や実証結果などのエビデンスに基づき行うこと。加えて、検証可能な成果目標を設定するとともに、事業との因果性を明確にすること。

### 5 後年度財政負担の軽減（公債費等の抑制等）

持続可能な財政基盤を確立し、健全で安定した財政運営を行っていくためには、年々増大化する公債費の抑制を図ることが欠かせない命題となっているため、過疎対策事業債をはじめとする町債発行額の計画的かつ効果的な縮減に努めながら、経常的収支の改善を図ることとする。

そのため、起債対象事業費については、真に必要な事業規模や事業の質等を十分に精査して、要求を行うこと（起債対象事業については、これまで以上に、事業の優先順位を設定）。

#### 《 継続的な取組事項等 》

##### ◇ 要求額の精度の向上

金額や計上漏れのチェックだけでなく、予算費目にも目を配り、補正や流用の縮減を図ること。

また、前年度予算額のコピーではなく、ゼロベースで事業の見直しに取り組むとともに、事業二一ズを予め関係先に照会するなどして要求額の精度を高めるとともに、年度末の不用額を検証し、決算額意識した予算要求とすること。特に前年度決算において多額の不用額が発生した科目については、適正な積算に努めること。加えて、関係官庁の施策動向や民間による助成金制度等を十分研究し、事業に適した特定財源の確保に努めること。

##### ◇ 外部委託における範囲の精査・価格競争の徹底

年次計画の更新等については、全てを外部機関に委ねるのではなく、自前で作成することを基本に、必要最小限の範囲（アンケートの収集や高い専門性が求められる分析等）に極力限定する。

参考見積を徴する際は、複数者に依頼することで、経費の縮減と契約事務の透明性を図ること。

##### ◇ 役割分担の明確化と成果指標の共有

関係機関が各々に果たす役割を十分に検討し、責任分野と負担区分の明確化を図ること。

また、外郭組織や指定管理先団体については、それらのパフォーマンスを存分に引き出し、緊密な連携も図りながら、町政と一体となった成果指標を設定させ、施策目標の達成にあたること。

##### ◇ 議会、監査等の指摘への対応等

議会の審議や監査等を通じてこれまでに指摘を受けた事項については、問題を解消するための措置を予算要求に反映するなど、的確に対応すること。

## ■ 予算編成日程

(1) 令和5年度当初予算編成の日程は次のとおりとする。

日 程	内 容
11月28日(目途)	令和5年度のコア・施策の基本方針、予算編成方針の提示
12月1日	戦略的重点指定(候補)事業の提示(財政担当・企画課)
12月9日	戦略的重点指定事業(候補)に係る調書の提出期限
12月12日～16日	戦略的重点指定事業ヒアリング
12月20日	戦略的重点指定事業の指定
12月1日～26日	新年度当初予算要求書財務会計システム入力期間
12月27日～1月6日	財政とりまとめ処理 査定資料作成
1月10日～1月27日	総務課長・財政担当ヒアリング
1月28日～1月31日	総務課長・財政担当ヒアリング集計処理
2月1日～2月7日	副町長調整(ヒアリング)
2月13日～2月17日	町長査定(ヒアリング)
2月20日～2月22日	査定内示書の通知・各種予算議案の作成

※上記日程は予定であり、変更する場合がある。

(2) 並行する令和4年度補正予算編成の日程は次のとおりとする。

日 程	内 容
1月16日～1月31日	3月補正予算要求書財務会計入力期間
2月8日～2月11日	3月補正予算ヒアリング

※上記日程は予定であり、変更する場合がある。

## ■ 要求基準

要求区分	内 容	要求基準額
① 義務的経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人件費(報酬含む)に係る経費(新規事業は除く)</li> <li>○ 公債費に係る経費</li> <li>○ 扶助費(19節及び措置委託料のうち法定扶助に限る)に係る経費</li> <li>○ 法定等による義務的な繰出金に係る経費(人件費、公債費及び基準内繰出に限ることとし、詳細資料の作成が必要)</li> <li>○ 継続費、債務負担行為、長期継続契約に基づく経費</li> </ul>	※所要見込額 (要経費精査)
② 法的義務負担経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法令等に基づく義務経費</li> <li>○ 国の法令等により支出が義務づけられた経費</li> </ul>	R3年度決算額、R4決算見込額を踏まえた所要見込額
③ 老朽公共施設保全活用経費	○ 公共施設の安心と安全の確保を図る観点から、改修計画を策定したもののうち新年度執行が緊急性かつ効果の高い修繕改修であると町長が認めたもの(③-1)	補助事業は年度計画明示額の範囲内で措置
	○ 計画化されていない維持修繕費は原則的に抑制(③-2)	0円ベース
④ 戦略的重点指定枠	○ 第2次後期基本計画や第2期総合戦略の実施において、特に重点的に事業執行を行う必要がある事業(新規事業を含む)と町長が認めたもの(戦略的重点指定事業ヒアリング対象)	※所要見込額 (要経費精査)
⑤ 投資的経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 普通建設事業費は年度計画に予定されていたものに限る</li> <li>※ 起債計画や財政推計に事前に反映してあること</li> </ul>	計画額のみ
⑥ その他の事業経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 上記要求区分①～⑤以外の事業経費等</li> <li>※原油価格など物価高騰の影響により上昇する経費については、必要量を十分精査したうえで計上するものとする</li> </ul>	R4年度当初予算額の95%の範囲内で措置(関係事業費全体で換算)

## ■ 特別会計及び企業会計に係る留意事項

特別会計及び企業会計については、一般会計の編成方針に準じた予算編成とすることとし、それぞれの設置目的に沿った事業運営を進めるため、一層の合理化や効率化を進めた上で、自律的な運営を求めていくこと。

特に一般会計からの「繰出金」については、令和元年度に合併特例による優遇措置の終了や人口減少に伴う地方交付税の減額をはじめ、年々大幅に増え続ける公債費により、一般会計が厳しい財政状況におかれていることを踏まえ、可能な限り、一般会計繰出金に依存しない財政運営に努め、公営企業会計のへ移行を進める中で、一層の経費節減や効率化を推し進め、独立採算の原則を堅持すること。



# ■ 予算要求に際しての留意点（歳入・歳出細目）

## （１）歳入に関する事項

入の見積りに当たっては、経済の状況、国・県の制度改正及び新たな経済対策を含む補助金・交付金の動向、前年度実績、法令等を十分に研究し、積極的に財源の確保（活用）を図ること。

さらに町有財産の有効活用や売却処理など、引き続き新たな財源の確保に努めるとともに、少額であっても見込める収入については、遺漏なく計上すること。また、負担の公平性の観点から債権確保に努め、さらなる収納率の向上に向け、なお一層の取り組みを強化すること。

科 目	予算要求上の留意点
① 町 税	令和3年度決算及び令和4年度の決算見込みを基に、最新の経済・景気動向を見極め、税制改正等にも注視し、予算割れすることがないように、確実に見込まれる収入を見積もること。 なお、町税は歳入の重要な財源であり、その収入状況は行財政運営に多大な影響を及ぼすことから、個人所得の状況、企業実績、制度改正等の動向を勘案し、的確な収入見込み額を計上すること。
② 使用料・手数料	町内の公平性を精査しつつ、関係法令等の動きを十分に踏まえた上で、適切な料金設定を基本に、必要な見直し等を行うとともに徴収率の向上を図ること。 なお、見直し等を行う場合は、近隣市町や国県の動向を掌握し、比較対比できる資料を作成すること。（特別会計を含む）
③ 分担金・負担金	事業の性格、実施規模及び受益の程度等を十分に検証し、適正な費用負担を原則とし、他市町の実態等も調査の上、確実な見込み額を計上すること。
④ 国・県支出金	各種法令や制度改正など、補助対象事業の新採択要件に注視し、可能な限り補助財源の確保に積極的に努めること。 特に新規案件については、その対象事業の内容等を見極め、後年度の一般財源負担にも留意し、その必要性や事業効果等について十分に検討すること。
⑤ 交付税・譲与税 各種交付金	国が定める地方財政計画やその動向を十分精査・検討の上、不足額が生じないように適切に見込むこと。
⑥ 町 債	臨時財政対策債を含めた新たな起債総額については、 <u>公債費の8割を超えないレベルに抑えることを目標に</u> 、地方債残高の縮減に努めていく。 事業費要求に当たっては、 <u>適債の検証と対象事業費の精査（特に新たなハード整備や改修については、その投資に見合う施設管理計画の明示前提）</u> を十分に行った上で、過疎計画など起債根拠となる計画の内容を確認し（未計上の場合は企画課と調整）、計画の変更議決を当初予算と並行して行うこと。
⑦ 財 産 収 入	財産収入については、現況を的確に把握し、財源の確保に努めること。 特に遊休資産の処分については、財政健全化の基本的な取組事項と位置づけ、加えて有効活用について幅広く検討すること。
⑧ 基 金 繰 入 金	財政調整基金の繰入を極力抑えることを厳とする。仮に新規事業等の財源確保において、国・県補助金や起債では賅えない部分が生じる場合は、特定目的基金と併せて、総務課財政担当と協議して充当することとする。
⑨ その 他 諸 収 入	ふるさと納税のさらなる推進や広告・看板収入等の募集など、新たな財源確保に向けた取組については、これまで以上に、各所属の創意工夫の中で積極的に推進し、確保可能な収入について漏れなく計上すること。なお、年度途中で科目を追加して収入処理をしているもので継続的な収入については当初予算に必ず計上すること。また、延滞金については、その徴収実態と法令根拠を整理し、公平性に留意しながら適切に対応すること。

## (2) 歳出に関する事項

歳入に見合った歳出が予算の基本であるという認識のもと、各種施策の優先順位についての更なる事業の選択と集中を図り、後年度に負担を強いることのないよう、歳出の抑制に努めること。

また、先例にとられることなく、各事業はゼロベースから見直し、廃止・縮小を含めた検討を積極的に進めること。

### (ア) 科目別要求基準

科目	予算要求上の留意点
① 人件費	<p>人件費については、厳しい財政状況を鑑み、継続的な縮減の取組が必要であり、定員管理計画（第4次計画）に則り、各所属においては、適切な事務改善や事業見直しを行い、特に時間外勤務については、効果的な縮減策を講ずること。</p> <p>積算に当たっては、人事院勧告と採用計画を反映すると共に行政コストという意識をもって計上すること。また、非常勤特別職については、業務内容等を精査して要求すること。</p>
② 普通建設事業費	<p>財政状況を鑑み、全体の事業費が抑制されるよう、優先順位の見極めを前提に、執行すべき事業量の調整を行うなど計画性をもって要求すること。特に施設の建設や改修などの新規事業については、事業の必要性や規模、後年度コストなどを明示した事業計画を作成するとともに、本町公共施設等総合管理計画との関係・位置づけを明示すること。</p> <p>継続事業についても、後年度事業計画を明示し、具体的な諸計画（規模の根拠・収支計画・財源内訳・住民ニーズ等）を添付すること。</p> <p>※建物や機械設備の大修繕、改築等 130 万円以上は、「工事請負費」へ計上すること</p>
③ 物件費	<p><b>■ 総額で令和4年度当初予算比「10%減」とすること。</b></p>
報償費	<p>謝礼、記念品、参加賞等については、その意義や目的に照らして形骸化しているものや職員が講師対応できるものは、全てゼロ査定とする。</p>
旅費	<p>必要最小限の日程・人数にとどめるとともにWEB環境の積極的活用も検討を行い、極力節減に努めること。実務研修等については、職員資質の向上、スキルアップ効果を具現化すること。効果的な県外出張は認めることとするが、当初計画を必ず明示すること。有料道路通行料（ETC料金）については、片道利用を前提として計上すること。</p>
需用費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「消耗品費」は、前年度比で最大限の抑制を図る要求とすること。</li> <li>・「燃料費、光熱水費」は、前年度決算数値や経済動向を基に精査し、節減に努めること。</li> <li>・「食糧費」は、講師等は報償費への転換とし、原則認めない。</li> <li>・「印刷製本費」は、重複抑制や非効率なものの廃止など、先例にとられることなく抜本的な見直しを図り、行政文書も広報誌やカレンダーへの掲載やホームページの積極的活用を図ること。</li> <li>・「修繕料」は、数年間の決算額を基に、計画性をもって適正額を要求すること。予期しない緊急修繕対応の考え方も、数年間の所要額を精査する中で、積算根拠を示すこと。</li> </ul>
委託料	<p>指定管理委託業務の再点検や実績報告、町内民間企業の受注機会の創造や業務内容・金額ともに効果を十分精査し、徹底した見直しを図ること。</p>
役務費	<p>通信費は実務的な抑制に努めるとともに、保険料の精査、実績のない手数料等は削減すること。</p>
備品購入費	<p>投資的経費を除き、極力、予算要求は行わないこと。また年度末に購入するなど、積極的活用が認められない実態があるものは、ゼロ査定とする。</p>
使用料及び手数料	<p>事務機器・電話機等の新規リース料は、一括契約でコピー機等の見直しや更新を実施しており、総務課と必ず協議して的確な額を計上すること。なお、コピーパフォーマンス料の抑制を図るため、不必要なコピーを避けたり、資料の簡略化やペーパーレスを実施すること。また、借地などの土地賃借契約については、事業の継続、必要性を検討し期限を定めた非継続の契約形態に見直すなど必要経費の最適化に努めること。</p>

④ 負担金補助及び交付金	町費単独の負担金、補助及び交付金は、社会情勢や事業執行状況を踏まえ、補助目的、事業内容、事業効果やニーズ等を精査し、制度の継続性を整理し、必要に応じて補助率等の見直しを検討すること。 特に新規の補助事業等については、補助目的・補助対象を明確にし、町の役割の明確化と事業効果を十分精査して制度化を検討すること。
⑤ 扶 助 費	過去2年分の決算額及び令和4年度決算見込額を対比し、対象者の動向を把握し、過大見積とならないよう的確に要求すること。特に法定外の町単独で行う給付については、定住対策・子育て支援の実態や効果を十分に調査・検討し、変更する場合は新規事業として、前もって提出すること。また、国・県補助金の翌年度償還金と比べ過大な枠要求は認めない。
⑥ 償 還 金	決算実績を踏まえ、特に2～3月に精算処理を行うものについては、年度平均額や対象者数の動向を見据えて見込額を基金繰入金とともに計上しておくこと。
⑦ 繰 出 金	企業会計においては、独立採算性を基本とし、基準外繰入分は精査の上で要求すること。
⑧ 公 債 費	起債管理システムを基に、元金及び利子の計算を行い、必要額を計上すること。
⑨ 予 備 費	一般会計は2,000万円とする。特別会計においては、突発的修繕費など緊急対応に必要なとする額を基金繰入金とセットで予備費枠を増額しても差し支えない。

#### (イ) 歳出共通事項

- ① 法令に基づく事業は法令の根拠を明確にすること。
- ② 算出根拠のない要求（一式〇〇万円等）は認めない。
- ③ 財源内容を明確にすること。混在する場合は、財務会計の予算要求項目毎の文頭に【国補助】【県補助】【単町】など、明確に記載しておくこと。
- ④ 当初予算の要求もれによる補正や流用が増加傾向にあることから、過去の流用調書も精査して、要求もれがないように留意すること。
- ⑤ 外部団体等に関連する予算要求についても、本町の予算編成方針を徹底すること。
- ⑥ 継続事業において、決算審査や指摘のあった事業は、見直しに係る詳細な改善計画を提示すること。改善が見られない場合は、スクラップ事業扱いとする。

#### (ウ) 特別会計に関する事項

特別会計の予算編成に当たっては、基本的に、一般会計の基準と同様に行うものとするが、個々の会計の目的や性格を再度認識し、自己財源の確保を図り、法令上特に定めのあるもの及び繰出し基準に定めるものなど、制度上の繰入金を除き、財源不足を安易に一般会計に求めることなく、事業の徹底した見直しと事業収入の確保に努めること。

#### (エ) その他

**要求額の集計後に減額目標に達しない場合は、別に予算減額を提示する。**

## 【参考】令和3年度決算監査における 監査委員の指摘事項（抜粋）

### 1 翌年度繰越額について

令和3年度の翌年度繰越額は463,303,000円であり、前年度と比較すると10,494,400円増加している。繰越制度は、会計年度独立の原則の例外として位置付けられていることから、可能な限り原則である予算の年度内執行を図り、繰越しの未然防止のため、各所管課において適正な執行計画に基づき、事業の進捗状況の把握と効果的な進行管理を徹底されたい。

### 2 収入未済の解消に向けた徴収業務について

令和元年度まで、年々増加傾向であった収入未済額が令和3年度においては、一般会計及び特別会計共に減少は見られたが、総額からすればまだ多額であるため、引き続き法的処分を見据えた滞納整理を進められたい。

また、徴収業務においては、町民に不信感を与えることや納付意欲を低下させることのないよう法令に準拠した正確な業務を遂行されたい。

### 3 ふるさと納税の推進について

令和3年度においては、納税サイトも拡充して、令和3年度の目標とする寄附額1億5千万円を達成したが、令和6年度における最終目標寄附額2億5千万円の達成に向け、返礼品の開発や発掘等、更なる寄附額向上への取組みを継続されたい。

### 4 指定管理者の業務報告の聴き取り等について

令和2年度においても付記したが、特に収益施設における施設を指定管理者に業務委託している場合、その業務が効果的かつ指定書通りになされているかについて、施設管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理業務及び経理状況を担当課において定期的に又は必要に応じて報告を求め、実地調査等による状況の確認を今後も継続されたい。

### 5 風雨災害への備え

全国では、近年、異常気象とも言える豪雨災害が頻発しており、令和3年中においても、台風の接近、上陸に伴う豪雨や強風、さらに線状降水帯の発生に伴う記録的な豪雨により、甚大な被害が発生し、今もなお災害復旧作業が続けられているところである。

本町においては、幸いにも人命に関わる大きな災害に見舞われていないが、国土強靱化地域計画並びに地域防災計画に基づき、計画的な防災行政の整備及び推進を図り、町民の生命・身体、そして財産を災害から守り、社会秩序の維持と住民福祉の確保に万全を期するよう努められたい。

### 6 働き方改革における時間外勤務の削減について

職員の事務量は基礎的自治体の事務の増加や行政ニーズによる増加等に伴い、年々増加してきている。働き方改革を推進し、今後とも定員の適正化に向けた取組みと職員の健康管理も考慮しつつ長時間労働の解消に向けて取り組まれたい。

### 7 新型コロナウイルス感染症予防対策について

いまだ収束の兆しが見られない、新型コロナウイルス感染症であるが、令和3年度においても新型コロナウイルスの影響によるイベント等の事業中止に伴い、一部の予算執行ができない年であったが感染から町民の安全と生活をしっかりと守る責任を果たすため、新型コロナウイルス感染症対策本体制の下、引き続き、全庁が緊密に連携して、新型コロナウイルス感染症対策に取り組まれたい。

### 8 公共施設等の管理計画の推進について

平成29年3月の管理計画策定後、その進捗状況が懸念されているが、課題も多く、施設の老朽化への対応、旧鉄道資産の除却対応などには財政負担のリスクも大きい。その中であっても上下水道など、インフラの整備はライフラインを確保する上で最も重要であり、避けられない課題である。令和3年度に策定した「下水道施設耐水化計画」並びに「下水道BCP（地震・水害編）」を活用し、河川氾濫等の災害時においても一定の下水道機能の確保と下水道業務の維持と回復に向けた効率的な取組みを求める。

# 【参考】令和3年度決算審査特別委員会における 委員長の指摘事項（抜粋）

## 1 財政状況について

令和3年度決算において、橋本町政による初めての予算編成の中で、決算は財政調整基金に頼らず、単年度収支黒字決算、病院事業特別会計においても黒字決算であった。

財政力指数は0.2%と県内最低であり、経常収支比率は86.3%と前年に比べ6.7ポイント改善され、また、財政調整基金の補填を伴わない決算収支の結果、基金残高は約32億円と増加している。

## 2 定員管理について

定員管理計画を踏まえた職員の採用により、定員管理計画上の目標人数へと推移している。引き続き、組織機能の効率化と強化を図る適正な定員管理に努められたい。

## 3 人権尊重のまちづくりについて

まちづくりの基本は人権が大切にされることと考えるが、行政が主体となる取組みも当然のことであるが、地域から盛り上げていく取組みも今後検討されたい。

## 4 空き家活用モデル住宅について

空き家活用モデル住宅「はじまりの家」の移住体験利用が伸び悩んでいる。最大1週間としている移住体験利用期間の延伸と「無印」の宣伝効果を十分に発揮していく取組みを検討されたい。

## 5 子育て・教育について

加計高校寮「黎明館」の建設による生徒数確保対策により、令和2年度の入学者29名から、令和3年度は39名の入学になっており、町内から5名、町外から2名の計7名が国公立大学に、9名が私立大学に合格等、大きな成果が表れてきているが、今後、町内からの入学率の向上にも取り組む必要がある。

加計高校の寮、黎明館の今後について、定員を超えることを想定した取組みをされたい。また、保育所の修繕・改修については、保護者のニーズも十分考慮されたい。

## 6 病院事業について

手持ち金額が昨年度よりも余裕ができたところで、企業債における高い利息のことも考慮し、可能であれば繰上償還も検討されたい。

また、報告書のとおり、かなり数字的にも改善が見られる。今後も病院設置者と病院事業管理者との連携を図られ、運営にあたられたい。

## 7 担い手農業育成ひろしま活力事業について

令和4年度では新規募集をいったん休止しているところであるが、小松菜といった葉物野菜の出口戦略など1次産業の方々と密に連携を取っていくことを継続されたい。

## 8 指定管理のあり方について

指定管理者による浄化槽管理（グリーンシャワー）や樹木整備（深入山）が不十分であるため、指定管理者に対し行政からの指導を求める。

## 9 定住促進事業について

持続可能な安芸太田町の町づくりに人口維持を図るべく移住定住対策の取組みが進められたもののコロナ禍で、結果的に厳しい状況であった。

売買価格での所有者の意向と移住希望者の意向がかみ合わないことが懸念される。移住条件を整え

るため、移住定住アドバイザー、あるいは専門家が物件を登録される方に適切なアドバイスと適正な価格を提示していける体制づくりと地域に眠っている空き家については、空き家バンクへの登録が積極的にできるような働きかけを求める。

## 10 その他について

本町の所有する山林に計画されている、風力発電計画については、自然を活かした町づくりの推進にそぐわないものとして、土地の貸し付けはしないと町長の政治決断がされ、自然を活かした町づくり、そして、地域経済対策については、なお一層の取り組みが望まれる。

令和3年度は、コロナウイルス感染症第5波、第6波により、主要なイベントは殆ど中止、訪日外国人客（インバウンド）等入込観光客は減少し地域経済へ影響を及ぼした、一方県内でも感染者が少ない本町においては、アウトドア志向の高まりにより、キャンプ施設、スキー場への入場者数は人工降雪機の導入により営業日数は伸び、事業収支において成果があり、町内への経済効果も大であった。

住民主体の町づくりを進めるべく地域懇談会「はしもトーク」開催による直接対話の取り組みにより、聞くだけから建設的意見等参加形態に変化が見え始め、協働の町づくりが芽生えつつある。